

ウッドショック対策臨時交付金交付要綱

令和3年7月6日第202100084268号
鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、ウッドショック対策臨時交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響による外材の輸入の停滞に伴い代替材として国産材活用の期待が高まる中、県産製材品の円滑な流通と外材から県産材へのシフト等、事業継続や新たな事業に取り組む県内製材加工事業者を臨時的に支援することを目的として交付する。

(本交付金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表に掲げる要件を全て満たす事業者に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。

- 2 本交付金の額は、原木等（自社で製材したもののみを対象とする。）の、年間消費量（平成29年から令和元年（会計年度又は暦年）の3年間の平均消費量を原則とするが、困難な場合はこの限りではない。単位は立方メートルとし、1に満たない端数を切り捨てる。）に700円を乗じて得た額（上限額150万円）とし、交付は1事業者につき一回限りとする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、本交付金による事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本交付金の交付申請は、様式第1号によるものとする。

- 2 前項の交付申請は、令和3年7月26日から同年9月30日までに行わなければならない。

(交付決定の時期等)

第5条 本交付金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による額の確定と併せて行うこととし、交付申請を受けた日から原則として30日以内に行うものとする。

- 2 本交付金の交付決定及び額の確定通知は、様式第2号によるものとする。

(実績報告の時期等)

第6条 規則第17条第1項の規定による報告は、様式第1号による交付申請書の提出をもって、報告があったものとみなす。

(提出書類の部数等)

第7条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とし、森林・林業振興局県産材・林産振興課に提出しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月6日から施行する。

別表（第3条関係）

対象となる事業者	(1) 自社の製材機又は円柱加工機（ロータリーレースを除く）を用いて、購入した原木等を年間100立方メートル以上消費し、建築用の製材品、それを用いた加工品（構造用、内外装用又は下地用）及び外構・土木資材用製材品のうちいずれか一つ以上を製造販売している県内製材加工事業者
	(2) 令和3年3月1日から同年9月30日までの間に、県内原木市場等で原木等購入の実績がある事業者又は見込まれる事業者
	(3) 新型コロナウイルス感染症及びウッドショックからの回復後を見据えた事業継続を目指す事業者

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

申請者 氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

令和3年度ウッドショック対策臨時交付金交付申請書兼振込依頼書

ウッドショック対策臨時交付金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

交 付 金 の 名 称	令和3年度ウッドショック対策臨時交付金
算 定 基 準 額	
交 付 申 請 額	
添 付 書 類	1 事業計画書 2 算定根拠資料

(注) 交付申請額の上限は150万円とする。

鳥取県補助金等交付規則第6条の2各号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

交付されるウッドショック対策臨時交付金は、以下に記載する振込先に振込ください。

交付金 振込先	金融機関名			
	本店支店名			
	口座の種類	普通・当座	口座番号	
	口座名義人	フリガナ		
		氏名(名称)		

様

職 氏 名

ウッドショック対策臨時交付金交付決定兼額の確定通知書

令和3年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったウッドショック対策臨時交付金（以下「本交付金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第1項の規定に基づき交付額を確定したので、規則第8条第1項及び第18条第1項の規定により通知します。

担当 電話番号

記

1 対象事業

本交付金の対象事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本交付金の交付決定額は、次のとおりとする。

算定基準額 金	円
交付決定額 金	円

3 交付額の確定 本交付金の確定額は、交付決定額のとおりとする。

4 交付規程の遵守

本交付金の收受及び使用、事業の遂行等に当たっては、規則及びウッドショック対策臨時交付金交付要綱（令和3年7月6日付第202100084268号鳥取県農林水産部長通知）の規定に従わなければならない。（また、令和3年3月1日から同年9月30日までの間に県内原木市場等で原木等の購入見込みの場合は、令和3年10月29日までに、購入の証拠となる伝票等を農林水産部森林・林業振興局県産材・林産振興課に提出しなければならない。）

5 使途の報告

本交付金の使途について報告を求められた場合には協力しなければならない。

6 本交付金の返還

令和3年3月1日から同年9月30日までの間に県内原木市場等で原木等の購入ができなかった場合、また、申請内容に虚偽が認められた場合は、本交付金を返還しなければならない。